

新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による 緊急小口貸付等の特例貸付について（Q&A）

問1 この貸付は、どういう人が対象となりますか。

→ 緊急小口資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象となります。

総合支援資金（生活支援費）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象となります。

問2 この貸付は、どうしたら受けられますか。

→ お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会で申込をすることが必要です。郵送による受付も進めていますので、詳細は市区町村社会福祉協議会にお尋ねください。

なお、全国の労働金庫および日本郵便株式会社での受付は9月30日で終了いたします。全国の市区町村社会福祉協議会においては、10月1日以降も引き続き受け付けています。

問3 いくらまで貸付を受けられますか。

→ 一時的な資金が必要な方については、「緊急小口資金」により、従来の10万円以内とする取扱いを拡大し、例えば小学校等の休業等の影響を受けた世帯や個人事業主等においては特例として20万円以内の貸付を受けることができます。

また、主に失業された方等で生活の立て直しが必要な方については、「総合支援資金（生活支援費）」により、2人以上の世帯では月20万円以内、単身世帯は月15万円以内の貸付を、原則3か月以内の期間受けることができます。

3か月目において、引き続き日常生活の維持が困難となっており、自立相談支援機関による支援を受けた方については、1回に限り最長3か月までの延長ができる可能性がありますので、詳細は市区町村社会福祉協議会にお尋ねください。

問4 この貸付は、返済が必要ですか。

→ 本貸付は公費を財源とするもので、償還（返済）が必要な制度です。ただし、大きな災害の被災、傷病などやむを得ない事情で返済が難しくなった場合は、償還（返済）の猶予や免除を申請することが可能です。今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができるかとされています。具体的な要件については、国において詳細が決定され次第、都道府県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。

問5 この貸付は、いつまでに返済しないといけないのですか。

→ 緊急小口資金の据置期間は1年以内、償還期限は2年以内です。
また、総合支援資金の据置期間は1年以内、償還期限は10年以内です。
※据置期間：返済が猶予される期間
※償還期限：返済開始～返済終了までの期間。据置期間が終了した後に償還期間に入る。

問6 この貸付は、どのくらい利子がかかりますか。

→ 今回の特例貸付については、緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費）ともに無利子です。

問7 この貸付は、保証人がいなくても借りられますか。

→ 今回の特例貸付は保証人がいなくても、無利子で借りられます。

問8 この貸付の申込みにあたって必要な書類はどのようなものですか。

→ 申込みの際に、例えば、本人を確認するための書類（運転免許証等）、世帯の状況を確認するための住民票、収入の減少を確認するための給与明細や預金通帳または収入減少を示す申告書等をご用意いただきます。詳細は、各都道府県社協のホームページ又はお住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にお問合せください。